



学位論文要旨

雑誌名	筑波大学教育学系論集
巻	44
号	2
ページ	45-56
発行年	2020-03
URL	http://hdl.handle.net/2241/00159920

平成31年度

学位論文要旨

- | | |
|---------|---|
| 白 岩 伸 也 | 海軍飛行予科練習生の教育史的研究
— 軍関係教育機関としての制度的位置とその戦
後の問題— |
| 王 巖 崧 | 中国における中学生の登校理由の検討
— ポジティブ心理学の視点から— |
| 石 嶺 ちづる | アメリカのハイスクールにおける職業教育改革の展開
と「職業教育」準備プログラムの開発に関する研究
— 南部地域教育連盟の High Schools That Work
を事例として — |
| 鈴木 瞬 | 「子どもの放課後」の制度化とマネジメント
— 教育と福祉の〈越境〉に着目して— |

海軍飛行予科練習生の教育史的研究

—— 軍関係教育機関としての制度的位置とその戦後の問題 ——

白 岩 伸 也

1. 本研究の目的と課題・方法

今日の日本では、「経済的徴兵制」という問題に関心が高まり、文部省所管学校と自衛隊の関係が問われている。ただし、経済的な方法で軍に誘導する社会構造も、文部省所管学校から兵力を補充するシステムも、近年になってはじめて現れたものではない。それらは戦前の少年兵制度からうかがえる。日本軍は、経済的な理由で中学校へ進学することができない青少年に目を付け、そのなかから向学心のある優秀な人材を確保するため、少年兵を養成する教育機関を創設した。では、少年兵のための教育機関は制度上どのような位置に置かれ、青少年をめぐる上昇移動のあり方はどう規定されたのか。これを検討するうえで、海軍飛行予科練習生（以下、予科練）制度は重要な位置にある。なぜならば、予科練制度は文部省所管学校と制度的関係を構築し、特務士官という位置づけが上昇移動のあり方を枠づけており、そうした制度的位置が戦後に問題化されたからである。

少年兵に関する研究として、逸見勝亮「少年兵史素描」（教育史学会編『日本の教育史学』第33集，1990年）などによって、募集方策をめぐる学校の動向が解明されつつある。しかし海軍当局の政策過程については分析されていない。高野邦夫『軍隊教育と国民教育』（つなん出版，2010年）は、予科練の基本事項を概説し、主要な史料を収集、整理した。だが、沿革と概要をまとめる程度にとどまり、制度的位置については検討の余地がある。中等教育史研究にも目を向けると、三上敦史「近代日本における「中

学校程度」の認定史」（『北海道大学大学院教育学研究院紀要』第103号，2007年）は、専門学校への入学資格を付与する、いわゆる専検指定に照明を当て、「中学校程度」の認定範囲が文部省以外の省庁が所管する教育機関へ広がる過程を明らかにした。しかし、戦後の旧軍関係教育機関出身者（以下、出身者）をめぐる「軍歴」と「学歴」の関係については、未検討である。

以上より本研究では、予科練制度の成立と展開の過程、それがもたらした戦後の問題について、軍関係教育機関としての位置づけに焦点づけて検討する。その作業を通じて、近現代日本における軍関係教育機関と文部省所管学校の制度的関係、そしてその歴史的射程について考察することを目的とする。研究目的を達成するため、まず、戦前・戦中における予科練制度の位置づけについて、海軍の政策文書から解明する。つぎに、戦後の出身者の処遇について、陸海軍、文部省、占領軍の政策文書から検討する。そして、「軍歴」と「学歴」の関係について、厚生省、文部省、人事院の政策文書から考察する。

2. 論文の概要

第1章では、予科練制度の性格について、発足前史の検討を通じて明らかにした。1918（大正7）年、航空学校を設置する案が海軍で立案された。当局は経済的な理由で中学校へ進学できない者に目を付け、高等小学校から「生徒」を選抜しようとした。「生徒」には中学校と同等の「普通学」を教育し、「卒業」後に「飛行少尉」へ進級するルートを開くことを試みている。だが軍縮期に入ると、管理と経費の点が重視され、航空隊練習部の方へ傾いていく。それ

以降も航空兵養成のあり方が模索されるが、士官搭乗員を増加すると質の低下を招来し、下士官兵から補填しても素質が備わった人材を十分に確保できないというジレンマが生じていた。それを乗り越えるために、ここでも中学校へ進学できない「遺賢」に着眼し、かれらを養成して質の高い航空兵を効率的に獲得しようとする。

結果的に予科練制度は、それまでの議論を引き継ぎながら1930（昭和5）年に発足し、練習航空隊という非「学校」で教育する。修了後の進級先としては、たたき上げで進級する唯一の尉官、特務士官が置かれた。だが、「学歴」保持者を優位に置く階級制度の維持が図られ、特務士官は兵科士官より劣位に置かれる。さらに将校養成機関出身者は専検指定を受けたが、予科練はそのような措置がとられなかった。初等後教育機関相当の機関として位置づけられ、地位達成の場合は軍内に局限されたのである。

第2章では、総力戦体制下における制度的位置の変化について、中学校や兵学校との関係に焦点づけて検討した。中学校に準ずる教育内容が削減されるなか、1937（昭和12）年に甲種飛行予科練習生制度（以下、甲飛）が創設された。従来の採用枠は乙種飛行予科練習生（以下、乙飛）として残されつつ、中学校からの採用ルートが新設される。それによって、中学校教育に相当する教育機能を有する部分と、中学校に人材を依存する部分を抱えることになる。その際、特務士官養成機関としての位置が再確認され、兵学校生徒と甲飛の序列関係をめぐる摩擦が起きる事態は回避された。

両者の関係性は、1942（昭和17）年のミッドウェー海戦以降に変化し、平準化の方向で制度改正がなされていく。すなわち、士官と特務士官の間の格差を埋め、兵学校生徒と予科練をなるべく同等に扱うことで、立身出世のルートを拡張する。重要なのは、予科練制度の位置づけが、募集方策の動向と規定し合いながら変化し、立身出世熱が自発的な志願へ水路づけられたことである。航空兵の動員が極致に達すると、「学校」的側面を付加する語りが現れた。ただし、中学校相当の教育機関には位置づけられず、初

等後教育機関相当の機関としてその領域を拡大した。

第3章では、戦後初期の出身者の処遇について、政策アクターの動向から解明した。ポツダム宣言受諾後、陸海軍は文部省との折衝を通じて、出身者を中等・高等教育機関へ転入学させようとする。その際、一部の出身者に対して専検指定を行うが、乙飛は中学校卒業の「学歴」を与えられなかった。その後、日本政府と占領軍による政治力学のなかで、出身者への施策は何度も変更をせまられ、曲折の過程をたどる。1945（昭和20）年9月から、出身者を優先的に扱う「優先的転入学」が行われたが、在学生の批判と占領軍の介入によって11月に廃止される。1946年2月には入学数を定員の二割にする「制限的入学」が決定された。

軍国主義的な存在として出身者を位置づけ、民主的で平和的な場へ転換を図る文部省所管学校から排除するのか、包摂するのか、それとも「再教育」の方途を探るのか。出身者をめぐる「非軍事化」のあり方については、互いに衝突するほどの複数性が存在し、その選択次第では「民主化」に抵触し、制約する危うさがあった。そうした「非軍事化」と「民主化」のせめぎ合いもたれ合いのなかで、中等教育機関を備えた制度として予科練制度をみなすことができるのかという問題は閑却されたといわざるをえない。

第4章では、中等・高等教育機関における出身者の位置づけについて、学校側の対応状況を踏まえつつ検討した。中等・高等教育機関は急ごしらえで受入体制を整え、出身者と一般生徒の間に分断線が引かれる。高等教育機関へ転入学した出身者は、「ゾル」と蔑視され、中等教育機関へ転入学した元予科練は「予科練くずれ」としてまなごされた。出身者の逸脱的な行動がクローズアップされ、それを通じて「予科練くずれ」が立ち現れる。

その過程は占領政策の動向と密接な関係にある。「非軍事化」政策が中等・高等教育機関の細部まで展開すると、出身者は「非軍事化」のターゲットとなり、逸脱的な行動を監視する体制が構築される。そうした政策が一般生徒・学

生の認識まで方向づける。すなわち、かれらは「軍国日本」の非当事者としてふるまいながら、出身者だけを軍国主義者として位置づけた。以上のように「民主日本」・「平和日本」の周縁に置かれた元予科練は、「戦後日本」に対するルサンチマンを抱き、それを引きずりつつ高度経済成長期の「学歴」社会を迎える。

第5章では、出身者の「学歴」認定問題について、旧軍人団体の動向と行政機関の対応に焦点づけて検討した。「学歴」認定に関する制度は1950年代初頭に創設され、「学歴」は人事制度と詳細に関係づけられる。その際、将校養成機関出身者の処遇が優先的に決定され、それ以外は後回しにされた。その後は出身者からの働きかけが前提となり、1950年代半ばに旧軍人団体が「学歴」認定問題を行政的な課題へ引き上げていく。行政機関は事後的な対応をとり、「軍歴」は文部省所管学校の「学歴」に関連づけられた。1960年代に入ると予科練雄飛会の「学歴」請願運動が展開する。厚生省、文部省、人事院は、旧軍関係教育機関と旧制中学校の差異が露呈するのを防ぐため、出身者への泥縄式の対応を継続し、元乙飛の「学歴」を認定した。こうした「軍歴」の「学歴」化を通じて、文部省所管学校中心の一元的な「学歴」システムが構築されたのである。

「予科練くずれ」からの名誉回復を図るメンタリティは、「学歴」請願運動にとどまらず、戦死者の慰霊活動を活性化させた。阿見町は1940年代後半に「学都」へ転換が図られた後、「軍都」として再編される。その過程で「軍都」を想起させるモニュメントがつくられると、「軍国日本」の危うさを想起する記憶は変容を迫られる。阿見町は1960年代にモニュメントの建設場所として指定され、予科練をめぐる集合的記憶が形成されていった。

終章では、本研究のまとめと今後の課題について論じた。海軍当局は、経済的な困難のある低「学歴」層を、立身出世熱を利用して軍へ誘導し、上昇移動のあり方を統御しつつ戦場送出した。そのなかで予科練制度は、中等教育機関に寄生しながら、将校養成機関との差別化を

図っている。軍関係教育機関と文部省所管学校の制度的関係は戦後に問題化され、「軍歴」の「学歴」化を通じて一元的な「学歴」システムが構築された。「経済的徴兵制」は以上の歴史的経験を踏まえて問わなければならない。

(学位取得年月日：令和元年12月31日)

中国における中学生の登校理由の検討

—— ポジティブ心理学の視点から ——

王 巖 崧

1. 問題の所在と本研究の目的

日本の教育現場では、不登校は依然として解決が困難な課題である（文部科学省，2018）。一方、中国では、親からの過剰な期待および受験競争によってより一層増えるストレスを感じながらも、子どもたちは休まず学校に登校している（ベネッセ教育開発センター，2008；翟，2006；楠山，2010）。そこで、中国の中学生の登校を続ける理由を検討する必要性があると考えられる。さらに近年は、不登校に至ってから行う支援より、不登校に至らないための支援の有効性が指摘されている（五十嵐，2015）ことから、不登校問題において予防的支援が重要と考えられるが、中国では、その予防的支援や登校理由と児童生徒のメンタルヘルスとの関連を実証的に扱った論文は限られている。

そこで本研究は、ポジティブ心理学の視点から、中国の中学生の登校理由を検討することによって、最終的には生徒のメンタルヘルスの維持や学校適応への効果的な援助、さらに予防教育についての示唆を得ることを目的とした。

2. 研究課題

上述の研究目的を達成するため、以下の4つの研究課題を設定した。【研究1】登校理由の構成概念の検討，【研究2】重要な他者への感謝尺度の構成概念の検討，【研究3】登校回避感情を抱く中学生の登校理由の規定要因の検討，【研究4】登校回避感情を抱く中学生の登校理由とメンタルヘルスとの関連についての検

討。

3. 研究方法

- (1) 尺度作成するための予備調査（自由記述的質問紙調査）：【調査対象者】中国の都市部中学校 A 校に通う中学生1・2・3年生計105名（男性49名，女性56名）および地方の公立中学校 B 校に通う中学生1・2・3年生計125名（男性57名，女性64名，不明4名），計230名を調査対象とした。【手続き】質問紙調査は無記名式で行い，担任が質問紙を配りクラスで一斉に実施した（以下，調査の手続きは予備調査と同様）。【実施期間】2013年6月
- (2) 本調査（質問紙調査）：【調査対象者】中国の地方都市一東北地方吉林省の公立中学校 中学1年生～3年生235名（平均年齢13.8歳（SD =1.01），男子108名（46%），女子114名（49%）不明13名（5%）と都市部一長江三角洲地方の上海市，江蘇省，浙江省の中学校に通う中学1年生～3年生853名（平均年齢13.9歳（SD =1.12），男子440名（51%），女子389名（46%）不明25名（3%），計1,088名であった。【実施期間】2016年12月
- (3) 再調査：【調査対象者】：吉林省の公立中学校2年生52名（平均年齢14.4歳（SD =1.10），男子23名（44%），女子28名（54%）不明1名（2%）。【実施期間】2017年9月下旬と2017年11月上旬

4. 論文の概要

第I部は不登校，登校に関する先行研究の検討，ポジティブ心理学の感謝に関する理論の検

討を行った。第1章では、不登校に関する先行研究、第2章では、登校理由に関する先行研究、第3章では、中国における学校現場の現状と社会文化的状況の検討、第4章では Seligman (2000) のポジティブ心理学の理論のうち、ポジティブ感情の感謝に焦点を当てて、理論的検討を行った。具体的には、以下に示すような課題が見いだされた。

1. 先行研究の検討から、予防的な視点からの研究を行う必要がある。
2. 登校理由の重要性が指摘されるが中国において登校理由を実証的に扱った研究はほとんど行われていない。
3. 中国の生徒の実情に合った登校理由を検討する必要がある。
4. 現在の中国では、登校にストレスを感じながら登校している児童生徒が多く（王, 2014；王・庄司, 2015）、彼らのメンタルヘルスの面を検討する必要がある。
5. 不登校の予防的観点から、ポジティブ心理学の観点から検討する必要がある。
6. 感謝は中国の文化的枠組みと深く関連を持っている。中国の生徒の感謝とメンタルヘルスとの関連について検討する余地があると考えられる。

以上の問題点を踏まえ、第Ⅱ部では、第6章中国版中学生用登校理由尺度の作成（研究1）、第7章中学生用重要な他者への感謝尺度の作成（研究2）、第8章登校回避感情を抱く中学生の登校理由の規定要因（研究3）、第9章登校回避感情を抱く中学生の登校理由とメンタルヘルスに関する検討（研究4）、の4つの研究を検討した。その結果は以下の通りである。

第6章（研究1）中国版中学生用登校理由尺度の作成

第6章では、中国版中学生用登校理由尺度の構造を明らかにするため、中学生用登校理由尺度を作成し、その信頼性と妥当性を検討した。第1節（研究1-1）では、予備調査から中国版中学生用登校理由尺度を作成するための項目収集をした。第2節（研究1-2）では、中国の4校の中学生1,088名（有効回答者952名、

有効回答率88%）を対象に、質問紙調査を行った。また、探索的因子分析を実施した。その結果、「外的圧力」「規範・義務」「学校魅力」「習慣」の4因子が得られ、その信頼性と妥当性が確認された。

第7章（研究2）中学生用重要な他者への感謝尺度の作成

第7章では、中学生用重要な他者への感謝尺度（以下感謝尺度）を作成し、その信頼性と妥当性を検討した。第1節（研究2-1）では、予備調査から感謝尺度を作成するための項目収集をした。第2節（研究2-2）では、中国の4つの中学校の中学生1,088名（有効回答者952名、有効回答率88%）を対象に、質問紙調査を行った。また、探索的因子分析を実施した。その結果、「学業を通じた返報動機」と「感謝感情」の2因子が得られ、その信頼性と妥当性が確認された。

第8章（研究3）登校回避感情を抱く中学生の登校理由の規定要因

第8章では、登校回避感情を抱く中学生の登校理由の規定要因を検討するため、重要な他者への感謝、教師への信頼感との関連を検討した。中国の2つの中学校の中学生560名を対象に質問紙調査を行った。

第1節（研究3-1）では、登校回避感情あり群と登校回避感情なし群の多母集団同時分析を行い、「感謝尺度」が「登校理由尺度」に与える影響を検討した。その結果、登校回避感情あり群となし群は登校理由に影響する要因の違いが認められた。また、重要な他者への感謝が中国の中学生の登校理由に影響を及ぼすことが明らかになった。さらに、登校回避感情を持っている児童生徒の「学業を通じた返報動機」は「規範・義務」、「習慣」に、「感謝感情」は「学校魅力」を促進した可能性が推察された。

第2節（研究3-2）では、登校回避感情あり群と登校回避感情なし群の多母集団同時分析を行い、「教師への信頼感尺度」が「登校理由尺度」に与える影響を検討した。その結果、登校回避感情あり群となし群は登校理由に影響する要因の違いが認められなかった。また、教師

への信頼感が中国の中学生の登校理由に影響を及ぼすことが明らかになった。さらに、教師への信頼感の中の「安心感」は児童生徒の「学校魅力」といった登校理由を促進することが明らかにされた。

第9章（研究4）登校回避感情を抱く中学生の登校理由とメンタルヘルスに関する検討

第9章では、登校回避感情を抱く中学生の登校理由とメンタルヘルスに関する検討のため、登校理由と学校適応感、疲労感との関連を検討した。中国の2つの中学校の中学生560名を対象に質問紙調査を行った。

第1節（研究4-1）では、登校回避感情あり群と登校回避感情なし群の多母集団同時分析を行い、「登校理由尺度」が「学校適応感尺度」に与える影響を検討した。その結果、登校回避感情あり群となし群は登校理由に影響する要因の違いが認められなかった。また、登校回避感情の有無を問わず、親や先生からの「外的圧力」は学校適応感にネガティブな影響を与えていることが明らかにされた。さらに、「学校魅力」は学校への適応感、特に被信頼・受容感と学校生活充実感に強い影響を与えており、学校魅力の重要性が示唆された。

第2節（研究4-2）では、登校回避感情あり群と登校回避感情なし群の多母集団同時分析を行い、「登校理由尺度」が「疲労感尺度」に与える影響を検討した。その結果、登校回避感情あり群となし群は登校理由に影響する要因の違いが認められなかった。また、登校回避感情の有無を問わず、親や先生からの「外的圧力」と「習慣」は疲労感に正の影響を与えていることが明らかにされた。さらに、「学校魅力」が高いと、疲労感、特に意欲・体力低下、気力低下、イライラと負の影響があり、疲労感が低くなることが明らかになった。

以上、第1章から第9章について本研究の結果を概観した。その結果、まず、研究1では登校理由の構成概念が明らかになり、研究2において、重要な他者への感謝の構成概念が明らかになった。また、研究3では、「感謝」と「教師への信頼感」が登校理由に影響を与えること

が明らかになった。このことから、重要な他者への感謝、特に学業を通じた返報動機が中国の中学生の登校理由に大きな影響を与えていることが示唆された。研究4では、登校理由が生徒のメンタルヘルスにどのように影響を与えているかが明らかにされた。このことから、中学生のメンタルヘルスを維持するため、学校魅力が重要であることが示唆された。

本研究の結果を総合的に踏まえると、ポジティブ感情の一つとしての感謝は、中国の中学生が休まずに、登校し続けていることの1つの重要な要因になっていると考えられる。感謝はポジティブな登校理由を高める重要な働きを持つものであり、今後の教育現場で重要な他者への感謝を育てることが、最終的には生徒のメンタルヘルスの維持、さらに教育実践の質の向上に影響すると考えられる。

本研究の限界と今後の課題として、(1) より多くの中国の地域データを収集する必要性、(2) 中国版登校理由尺度と重要な他者への感謝尺度の弁別的妥当性を検討する必要性、(3) 縦断的調査の必要性、(4) 日常生活における中学生の登校理由の様相と変容を明らかにするために、今後、半構造化面接を行うことの必要性の4点を指摘した。

5. 主要引用・参考文献

- 本間友巳 (2000). 中学生の登校を巡る意識の変化と欠席や欠席願望を抑制する要因の分析. *教育心理学研究*, 48, 32-41.
- McCullough, M.E., Emmons, R. A., & Tsang, J. A. (2002). The grateful disposition: A conceptual and empirical topography. *Journal of Personality and Social Psychology*, 82, 112-127.
- Wood, A.M., Froh, J. J., & Geraghty, A. W. A. (2010). Gratitude and well-being: A review and theoretical integration. *Clinical Psychology Review*, 30, 890-905. doi: 10.1016/j.cpr.2010.03.005
- 翟宇華 (2006). 中国都市部中学生の学校忌避感を抑制する要因に関する研究. *教育心理学研究*, 54, 233-242.

(学位取得年月日：令和元年5月31日)

アメリカのハイスクールにおける職業教育改革の展開と 「職業教育」準備プログラムの開発に関する研究 —— 南部地域教育連盟の High Schools That Work を事例として ——

石 嶺 ちづる

1. 問題の所在と研究の目的

本研究では、日本における学校から職業への移行（以下：移行）に関する支援施策の政策上の課題として、高等教育において、安定的な雇用と収入の確保を保障する職業的な知識・スキル・コンピテンシーの獲得を目的とする教育プログラム（以下：「職業教育」）が十分に機能していないことを指摘し、その要因として、次のような研究上の課題を位置付けた。すなわち、「職業教育」を受けるための準備プログラム（以下：「職業教育」準備プログラム）の必要性は認識されているものの、その到達水準が明確ではなかったため、実効性のあるプログラムの開発は途上であることである。

上記の研究上の課題を踏まえて、本研究では、「職業教育」準備プログラムの開発について先駆的な事例が多く見られるアメリカ合衆国（以下：アメリカ）を研究の対象とし、特に後期中等教育（ハイスクール）における1990年代以降の取組の分析を通して、当該プログラムの開発・拡充方を明らかにすることを目的とした。具体的な事例として、南部地域教育連盟（Southern Regional Education Board, 以下：SREB）が1987年から実施する High Schools That Work（以下：HSTW）を取り上げた。

2. 先行研究の検討

（1）日本における先行研究の到達点

本研究に関連する日本における先行研究は、①アメリカの移行支援に関する研究、②ハイス

クールにおける「職業教育」準備プログラムに関する研究、③連邦施策の展開に関する研究、④テック・プレップ（Tech-Prep）に関する研究に整理できる。これらの多くは、1990年代から2000年代初頭に行われたものであり、2000年代後半以降の職業教育改革の展開は十分に解明されていない。

（2）アメリカにおける先行研究の到達点

本研究に関連するアメリカにおける先行研究は、①中等教育の形骸化に関する研究、②連邦施策の展開に関する研究、③プログラム・オブ・スタディ（Program of Study）に関する研究、④HSTWに関する研究に整理できる。

①は、「職業教育」の高等教育化が進行する背景とその弊害としての中等教育の形骸化を示すことが中心であり、具体的な改革施策との関連性は示していない。②は、改革の進展に伴って「職業教育」準備プログラムの重要性が徐々に認識されたアメリカの特徴が十分に捉えられていない。③は、プログラム・オブ・スタディの概要は示しているが当該施策の具体像と実際の有効性について十分な検討がなされていない。④は、HSTWの先進性は示しているものの、SREBによる支援の実態も含めたプログラムの具体的な内容の検討はなされていない。

3. 研究の課題と方法

1. で示した研究の目的を達成するため、本研究では次の4つを研究課題とした。すなわち、連邦職業教育改革の展開に見る「職業教育」準備プログラムの理念的特徴の解明（研究課題

I), アメリカのハイスクールにおける「職業教育」準備プログラムの特徴の解明(研究課題II), High Schools That Workにおけるプログラム・オブ・スタディの特徴の解明(研究課題III), アメリカのハイスクールにおける「職業教育」準備プログラムの特徴とプログラム開発の意義の検討(研究課題IV)である。

4. 各章の概要

(1) 連邦職業教育改革の展開に見る「職業教育」準備プログラムの理念的特徴(研究課題I)

1) アメリカにおける「職業教育」準備プログラム開発の背景(第1章)

第1章では、グラブとラザーソンのヴォケーショナルイズム論(vocationalism)を踏まえて、アメリカでは「職業教育」が高等教育化した結果、教育・訓練の量的過剰(高学歴化)が起こるようになった一方で、教育・訓練の質的不足(学習成果の不足)が起きていることが明らかになった。

その原因は、生徒がハイスクール在学中にあらゆる活動に意欲をなくしたため、生徒を進学やキャリアに備えさせるというハイスクール教育固有の目的・目標が達成されなくなったことにあり、グラブとラザーソンは特に職業をテーマとするカリキュラムの実施を解決策としていることが確認できた。

2) 1990年代以降の職業教育改革の政策的展開(第2章)

第2章では、職業教育改革施策の中心がテック・プレップからプログラム・オブ・スタディへ転換される過程を解明した。1990年代の職業教育改革では、テック・プレップが中核的な施策であった。しかし、改革の進展に伴ってハイスクール教育の質的向上の必要性が徐々に認識され、プログラム・オブ・スタディが開発されるようになる。当該施策では、「職業教育」と「職業教育」準備プログラムが連続性を持つ総体的なものとして開発される。一方で、2000年代に入ると、テック・プレップは支援が必要な若者を救う手立てとなっていないと評価され、2010年代初頭には改革の中心施策はプログラ

ム・オブ・スタディに転換された。

3) 「職業教育」準備プログラムの開発における統合カリキュラムの主要素「新しい3R's」の形成(第3章)

第3章では、テック・プレップからプログラム・オブ・スタディへの転換の中で、「職業教育」準備プログラムに不可欠な要素としてrigor(学習の質保証)、relevance(実社会との関連性)、relationship(学習環境を整備するための連携)で構成される「新しいR's」(New 3R's)が位置付けられるようになったことを明らかにした。

(2) アメリカのハイスクールにおける「職業教育」準備プログラムの特徴(研究課題II)

1) SREBの「職業教育」準備プログラム(HSTW)の創設とプログラムの理念(第4章)

第4章では、SREBが実施する「職業教育」準備プログラムであるHSTWは、統合カリキュラムの開発・実施を中核とするプログラムで、7つの目標(Goals)と、その達成のために生徒に課す推奨カリキュラム(HSTW Recommended Curriculum)が設定されたことが、プログラムの発展につながったことを明らかにした。

2) SREBの「職業教育」準備プログラム(HSTW)における統合カリキュラム開発の特徴(第5章)

第5章では、HSTWの中核的要素である統合カリキュラムの特徴として、統合学習(integrated learning)の捉え方、および、当該プログラムにおける統合カリキュラム開発の特徴を明らかにした。

3) High Schools That Workの展開とSREBの役割(第6章)

第6章では、HSWTが「職業教育」準備プログラムの先駆的な事例として評価されている要因を明らかにした。学校でも教育行政機関でもないSREBという組織が、州教育省や学区教育委員会の教育政策立案・実施や、実践校における具体的なカリキュラム開発を支援していることが当該プログラムの重要な要素であると

いえる。

(3) High Schools That Work におけるプログラム・オブ・スタディの特徴 (研究課題Ⅲ)

1) High Schools That Work におけるプログラム・オブ・スタディの開発 (第7章)

第7章では、HSTW におけるプログラム・オブ・スタディである Advanced Career プログラム (以下: AC プログラム) の特徴を明らかにした。AC プログラムは、プロジェクト学習 (Project Based Learning, 以下: PBL) を通して、大学進学に対応できる高度な内容のアカデミックな知識と、安定した雇用と賃金を確保できるレベルの職業的知識・スキル、基礎的・汎用的能力の3つの獲得を目的とするプログラムであることが明らかになった。

2) サウスカロライナ州応用職業教育センターにおける AC プログラムの実践状況 (第8章)

第8章では、サウスカロライナ州の応用職業教育センターにおけるクリーンエネルギー技術カリキュラムの実践に関する分析を通して、AC プログラムでは、PBL を通した学びの深化に重点が置かれていることを明らかにした。また、発展レベルのアカデミックな科目に匹敵する高度な内容のプログラムとして職業教育が評価されていることが示唆された。

(4) アメリカのハイスクールにおける「職業教育」準備プログラムの特徴とプログラム開発の意義 (研究課題Ⅳ) (第9章)

第9章では、第1章から第8章を踏まえてアメリカのハイスクールにおける「職業教育」準備プログラムの特徴を整理し、当該プログラム開発の意義と日本におけるプログラム開発に対する示唆を考察した。

5. 今後の課題

本研究の到達点を踏まえて、アメリカにおける「職業教育」準備プログラム開発に関する研究の今後の課題として、次の3つを設定した。第一に、連邦施策の展開を踏まえた改革の進展の検討、第二に、HSTW および AC プログラ

ムに関するさらなる実践事例の検討、第三に、本研究で導出した「職業教育」準備プログラム開発の要件の有効性の検証 (他のプログラムの事例分析) である。

6. 主要引用・参考文献

- ・ Brand, Besty (2004) *Reforming High Schools: The Role for Career Academies*, National Academy Foundation
- ・ Grubb, W. N. / Lazerson, M. (2004) *The Education Gospel: The Economic Power of schooling*, Harvard University Press
- ・ Harvard University Graduate School of Education (2011) *Pathways to Prosperity: Meeting the Challenge of Preparing Young Americans for the 21st Century*
- ・ University of Louisville and University of Minnesota (2007) *Grant Application for National Research Center for Career and Technical Education*
- ・ 藤田晃之 (2004) 『『結果至上主義』に基づく中等教育の多様化・個性化を支える学校外組織の役割—南部地域教育連盟 (SREB) の High Schools That Work を中心に』, 望田研吾 (代表) 『中等学校の多様化・個性化政策に関する国際比較』, 平成13-15年度科学研究費補助金 (基盤研究 (A) (1)), pp.151-162
- ・ 藤田晃之・中島史明 (2004) 「アメリカにおける若年者就職支援施策の特質と課題」, 労働政策研究・研修機構 『諸外国の若年者就業支援政策の展開—ドイツとアメリカを中心に—』, pp.75-155

(学位取得年月日: 令和元年10月31日)

「子どもの放課後」の制度化とマネジメント

—— 教育と福祉の〈越境〉に着目して ——

鈴木 瞬

1. 問題の所在と本研究の目的

本研究の目的は、現代社会において制度化が図られつつある「子どもの放課後」の支援について、公的に放課後を支援するという実践がどのように行われ、そして、その支援実践にかかわるさまざまな支援者たちが、公的な支援実践をどのようなものとして経験しているのか具体的な事例に基づいて明らかにし、考察することである。

1997年の児童福祉法改正による放課後児童健全育成事業の法定事業化を契機に、子どもの放課後の制度化が動き出して以降、放課後の子どもを取り巻く環境は大きく変化している。2007年には、地域社会の中で放課後等にすべての子どもが安全で安心して健やかに育まれるよう、従来の教育と福祉に関する行政的分断を超えることを意図し、放課後子どもプランが策定された。放課後子どもプランとは、文部科学省が所管する放課後子ども教室と厚生労働省が所管する放課後児童健全育成事業とを一体化あるいは連携して実施する総合的な放課後対策を推進することを目的としており、その策定と展開は、1990年代以降に「子どもの放課後」をめぐる教育と福祉のそれぞれにおいて進められてきた施策を新たに国の政策レベルとして具現化したものと捉えられる。また、制度構想上において「学校の活用」と「すべての子どもを対象とした放課後支援」という大きな方向性が確認できる（佐藤2008）。

だが、我が国においては、子どもの放課後に

かかわる制度の主担部門が不明確であり、また、関係機関間の連携不足もあったため、子どもの放課後生活は長らく制度的に分断されてきた（山縣2006、増山2015）。そのため、諸外国では教育と福祉が一体的に議論される傾向が強まっているものの（池本2009）、我が国では、子どもの放課後が制度化されることに対して「学校の侵入」（佐藤2008）や「放課後の学校化」（二宮2010）との批判が多い。

このような批判を受けつつも、子どもの放課後支援は、2000年代を通して確実に制度的な基盤が整備されたと言える。だが、子どもの放課後の制度化の帰結として、教育と福祉の異なる事業間の連携の中で各施設・指導員が葛藤や不満を抱えることになり、各自治体の実践の充実につながらない事態が生じる可能性が推察される。こうした事態を避けるために、自治体担当課による施策運用や各施設での施策実施の場面において、教育と福祉の〈越境〉が要請される。しかし、先行研究では異なる事業間の連携に携わる支援者自身が、制度的な支援の営みをどのように実践し、それに伴う葛藤や困難をいかに経験しているのかについて十分に論じてこなかった。

以上の問題意識から、2007年に創設された放課後子どもプランを主な研究対象としつつ、異なる事業間の連携実践を行政レベルと施設レベルの両面から捉え、「総合的な放課後対策」の実現に向けた放課後支援施策の制度化とマネジメントの課題を検討した。

2. 研究課題

上述の研究目的を達成するため、本研究では、

以下の4つの研究課題を設定した。

研究課題1：放課後児童クラブの〈意味〉について、1997年の法制化以前の学童保育に関する専門誌調査を通して明らかにする。

研究課題2：放課後子どもプランに対する自治体の指向性とその影響について、全国へ行った質問紙調査を通して明らかにする。

研究課題3：放課後子どもプランを先進的に行う事例においてヒアリング調査を行い、自治体の方針と現場の実態とを関連づけながら、放課後子どもプランにおける指導員の葛藤状況とその対処を明らかにする。

研究課題4：学校関係者に対する質問紙調査をもとに、学校関係者の放課後子ども総合プランの各事業に対する認識とその背景要因を明らかにする。

3. 論文の概要

本論文は第1～9章で構成される。

第1章では、これまでの放課後支援施策の制度とその展開を概観した。その結果、放課後子どもプランの策定は、従来の分断されていた教育行政と福祉行政の施策を連携させて、すべての小学校区で子どもの安全で健やかな活動の場を確保するための総合的な放課後対策としての意義を確認することができた。

また実際に、放課後児童クラブの量的・質的拡充、放課後子ども教室の制度的な位置づけの明確化を通じて、放課後子ども総合プランを通じた教育領域と福祉領域の関係はますます輻輳的になっている。現代社会における放課後支援施策の拡充は、このような意味において、子どもの放課後空間の中に教育領域と福祉領域が接する新たな場としての「クロスボーダー領域」(細見2005)を切り拓くものであり、そこでは公的に放課後を支援するという実践や経験が生み出され、子どもの放課後空間をこれまでとは異なるものに変容させることになる。このような放課後施策の特長について、第2章で先行研究の検討を行い、第3章において研究目的と課題を提示した。

第4～9章では、具体的な事例調査を通して、

行政レベルでの自治体の方針と施設レベルでの現場の実態との関係性を考慮した異なる事業間の連携の課題を明らかにした。第4章では、『日本の学童はいく』に掲載されている特集論文・実践報告を対象とした言説分析を行い、法制化以前の学童保育が、その時々々の外部要因との関係を通して共通性や差異性が見出される中で、様々に意味づけがなされてきたことを明らかにした。また、外部要因との関係から描き出された〈意味〉の総体としての〈学童保育〉は、互いにアンビヴァレントな〈意味〉を内包するものであったことを示しており、学童保育(放課後児童クラブ)は互いに矛盾する〈意味〉を内包する多元的な事業であることが明らかになった。

第5～6章では、放課後子どもプラン実施状況調査の結果より、自治体行政レベルでの実施状況とその背景要因の分析から、放課後子どもプランに対する自治体の指向性を明らかにした。本調査からは、各自治体において放課後子どもプランという枠組みを意識した施策展開はいまだ少ないものの、我が国の放課後支援の共通した理念が不在のため、自治体行政ごとの多様な指向性が存在する課題が明らかになった。

第7～8章では、放課後子どもプラン導入当初の混乱期と、一定程度の期間が経った安定期の二度に渡って調査を行い、各施設レベルの運営・実践と、そこでの支援者の経験(葛藤や不安)に視点をあてた事例調査を行った。その結果、放課後子どもプランの施策展開において教育と福祉の〈越境〉を意図した一定の自治体の方針が示されたとしても、施設レベルにおいて教育領域と福祉領域という枠組みを越えた〈越境〉のマネジメントをしなければならぬ経営的課題が残され、支援者間関係においてその解決を図らなければならないという課題が明らかになった。

第9章では、放課後子どもプラン内部の連携に視点をあてるとともに、外部との連携にも着目し、学校と放課後支援施策との連携において、学校関係者が放課後支援施策の目的や役割を適切に認識し、重要な資源として認識している現

状を明らかにした。特に、職務内外において放課後児童対策との関係がある学校関係者の場合、放課後児童対策に対する理解はより適切なものであった。ただし、放課後児童対策の担当教職員が学校に配置されている場合、放課後子ども教室について、「学校の補完的機能」を果たす場として認識しやすい傾向もあり、先行研究において懸念される実態も示された。

終章では、総合的な考察として、これまでの知見について整理し、放課後支援施策の制度化の課題とマネジメントの観点から本研究の結論、今後の課題と展望についてまとめた。

まず、放課後支援施策の制度化の課題という観点からみると、学童保育の〈意味〉の多元性による自治体間の放課後児童クラブの制度的位置づけの違いを考慮した連携の方法を検討する必要があると言える。第4章の結果を踏まえると、自治体間における放課後児童クラブの質的な差は、運営主体や実施場所のみならず、そこでの〈学童保育〉という意味の次元にまで及ぶものであることが推察される。だが先行研究では、放課後児童クラブを制度的に一面的な事業として捉える傾向がある（松本・中山2010）。各自治体における担当課や、立ち上げ時期、背景等を踏まえ、その文脈を捉えた連携の方途を検討する必要がある。

一方、放課後支援施策のマネジメントの課題という観点からみると、事例研究において、自治体行政により施策運用の方針が示され、それに基づいて教育と福祉のクロスボーダー・マネジメントが展開されていたが、それでもなお、各施設・指導員に対して、異なる事業間の〈越境〉に伴う葛藤や困難のマネジメントが必要であり、実践を行う上での組織づくりの課題への対応が必要であると言える。放課後子どもプランは、当初は文部行政と厚生行政の行政レベルでの縦割り行政の解消を意図していたが、施策展開が進められるなかで、事業レベルから施設レベルへと連携の位相が変容してきており、施設レベルで対応する境界は教育領域と福祉領域に関するものであると捉えられてきた（増山2015）。しかし、第8章の結果を踏まえると、

必ずしも行政的な対立と対応したものではなく、「感情的な対立」（深谷2009）による葛藤や困難のマネジメントが必要である。放課後子どもプランのマネジメントの場は、子どもの放課後における教育と福祉の〈越境〉の事例が複数の異なる境界の〈越境〉の交錯の場である可能性が示唆された。

以上の通り、本研究で示された結果を踏まえると、放課後子どもプランにおける放課後子ども教室と放課後児童クラブとの連携を考える際には、その所管に伴い教育事業と福祉事業の連携や協働として単純に区別することは適切ではない。また、自治体の方針として望ましい運営形態が示されていたとしても、施設レベルでの現場の実態に対応できるコーディネーターの経営行動によって、放課後子どもプランの実践は影響を受けることになる。放課後子どもプランにおける施設レベルで明らかとなった〈越境〉の課題は、放課後子どもプランにおいて、異なる事業の連携実践に寄与するコーディネーターにクロスボーダー・マネジメントの必要性を示唆するものである。

最後に、本研究の課題として、（1）政令指定都市や中核市への調査の必要性、（2）自治体や学校調査における回答者の妥当性の確保の検討の必要性、（3）事例研究の限定性の3点を指摘した。また今後の展望として、（1）学童保育の〈意味〉の多元性を踏まえた事例研究、（2）クロスボーダー・マネジメントのプロセスの解明、（3）子どもの活動や指導員の実践レベルでの施策分析の3点を指摘した。

（学位取得年月日：平成31年3月25日）